

安田町いじめ防止基本方針

令和 7 年 2 月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、町民全体が「いじめは絶対に許されない」という認識と「それぞれの役割と責任」を自覚して、いじめを許さない風土づくりに努め、心豊かで安全・安心な社会づくりを主体的に推進しなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成 26 年 9 月「安田町いじめ防止基本方針」を策定し、その後、平成 30 年 3 月に国や県の基本方針の改定に伴って一次改定を行っている。

一次改定以降、令和 4 年に生徒指導提要在改訂され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示され、同年 6 月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないことが法律に位置づけられた。このような社会の変化を踏まえ、いじめをしない、させない取組だけではなく、いじめを生まない環境づくりやいじめを許さない子どもを育てることを目指し、町教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめ問題を自分事としてとらえ、それぞれが主体的・積極的に取り組むため、今回の改定を行った。

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、安田町におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。本基本方針は、国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめ防止等の取組の基盤となるものである。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめに」あたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子を決め細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して判断を行う。

また、物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かかれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめをさせない

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを生じさせないために豊かな心や道徳心を育む取組を、関係者が一体となり計画的、継続的に行っていくとともに、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめをさせない取組を進めていくことが重要である。全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組の推進が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるようにするために、子どもが主体的に活躍できる場を意識的につくりだしていくことも、いじめをさせない取組として重要である。

また、これらとあわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめに気づく

初期の段階でいじめに気づくことは、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒一人一人をしっかりと見守ることが必要である。

(3) いじめに対応する

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携など、事案に応じた対処が必要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働で子どもを見守る

社会全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。例えばPTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等で学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、既存の組織等を活用したりするなど、学校・家庭・地域が連携した対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関の連携で子どもを支える

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、教育委員会と学校、関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）との適切な連携が必要である。関係機関の担当者との連携を図るために連絡会議を開催し、関係機関の担当者と情報共有を行い迅速な対応につながるように連携協働体制を構築しておくことが必要である。

必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒や保護者に対して適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等のために町が設置する組織等

(1)「安田町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「安田町いじめ問題対策連絡協議会」を条例により設置する。その構成員は、町長部局、町教育委員会、学校、外部機関、PTAなど、実情に応じて決定する。また、より実効性の高い取組を実施するため、本基本方針に基づく関係機関・団体の各種の取組について、定期的に点検し、必要に応じて見直す役割も果たすものとする。また、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保するよう努める。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

町は、法第14条第3項の規定に基づき、本基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会に附属機関を設置する。この附属機関は、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的見地からの審議を行うことを目的とする。構成員には専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

2 いじめ防止のために町が実施する施策

(1) 学校が主体となって進める取組への支援

① いじめをさせない

ア 児童生徒の心を育む教育の総合的な推進

児童生徒が、それぞれの立場で自分のよさやこれから伸びる可能性があることなどを含め、自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくための「キャリア教育」や、児童生徒の自尊感情を育むとともに、社会性・規範意識・思いやりなどの豊かな心を育むための「道徳教育」を推進する。そのためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」を通してそれぞれの「夢」や「志」を育んでいくこ

とを推進する。

また、インターネット上のいじめを防止するために、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、深刻な傷を与えてしまうことを理解させる取組を行うとともに、効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する「情報モラル教育」や、児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるための「人権感覚を育む人権教育」への取り組みを支援する。

イ 児童生徒一人ひとりがもっている力を引き出す生徒指導の推進

いじめを生じさせないためには、学校生活のあらゆる場面で、全ての児童生徒を対象に自己存在感を実感し、自己肯定感や自己有用感を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育む人権教育の取組を推進する。そのため、学校のエデュケーション全体を通して、子どもたちが深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選び取ることができる自己指導能力を身に付けさせることを意識した発達指示的生徒指導の充実の推進を図る。

児童生徒の主体的な活動の推進として、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進するとともに、「いじめ予防等プログラム」の積極的活用を推進する。また、いじめやインターネットの問題の未然防止や解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。

さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を支援する。

ウ 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要がある。そのため、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力・支援力の向上や法的な考え方に基づく対応、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。

障害のある子どもに対する指導の在り方への理解については、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別的教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制を整備することを推進する。また、「就学時引き継ぎシート」「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引き継ぎなどを効果的に活用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

② いじめに気づく

ア いじめの実態把握

学校において、年2回以上、いじめアンケートによる調査を実施するとともに、Q-U質問紙の結果も合わせて、いじめの認知に努める。なお、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。さらにいじめの重大事態化を防ぐため、教職員が連携をし、学校全体で情報共有を行いながら見守りの体制を構築する。

イ 相談支援体制の整備・充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、学校における教育相談体制や校内支援会の充実を図り、「いじめをさせない」取組や「いじめに気づく」取組を通して組織的な校内支援体制の確立を図る。また、常に問題を学校全体で共有できる雰囲気や、対応について困った時に具体的な助言や助力をしてもらえる受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されるように啓発を行い、いじめの早期発見につなげる。さらに、心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所における相談や関係機関との連携を図ることにより、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、学校等を通じて子どもや保護者、地域に周知を図る。

ウ 関係機関と子どもを見守る体制づくり

学校では取り扱いの判断が困難な事例も想定されるため、学校及び教育委員会と警察との日常的な情報共有体制の構築を図るとともに、法務局や少年育成センター等の関係機関との連携強化を図る。

③ いじめに対応する

学校において、いじめにより子どもの生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて「緊急学校支援チーム」等の派遣を県に依頼し、子どもやその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言及び適切な支援を行う。

児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対する啓発活動を行う。また、インターネットを通じて行われるいじめを監視する学校ネットパトロールを活用し、ネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。

(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備が重要であり、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等、必要な措置を講じる。

また、部活動休養日の設定、学校全体として適切な指導・運営に係る体制の構築を図り、部活動顧問が行う業務分担の軽減に努める。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等について「いじめ防止等プログラム」を活用した研修の機会を設け、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる教育相談事業に関する周知を図る。また、インターネット問題は、S N S等、多くの人が目にする場所で発生することが多く、本人や保護者の訴えのみならず、ネットパトロール等を活用するとともに、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要がある。インターネットの危険性や危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。

② 地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめの解決を進めていくために、保護者・地域住民が学校運営に積極的に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や開かれた学校づくり推進委員会等の場において、学校のいじめの防止等の取組について検証するなど、いじめ問題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。

③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

放課後等の子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する場として放課後子ども教室を設置し、地域住民の参画を得ながら子どもの自尊感情や規範意識を育み、子どもたちの社会性を育成するとともに成長を支える活動を支援する。また、学校・家庭・地域が連携・協働し地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の活動内容の充実を図る。さらに、民生委員・児童委員や主任児童委員が日頃から学校と関わり、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。

④ 幼児期の教育におけるいじめの問題への取組の推進

いじめの予防等に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、保育者や保護者に対する「いじめをさせない」ための、幼児への関わりの重要性について理解を深める取組を行う。

⑤ 学校評価の活用

学校評価においていじめの問題を取り扱う場合は、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、「いじめをさせない」取組や早期に「いじめに気づく」取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改

善に取り組むようにしなければならない。したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめを早く見つけ解決するためのマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国・県・町の基本方針を参酌し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめをさせない取組、いじめを早く見つけ解決する取組の在り方・教育相談体制、生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資する校内研修の充実、いじめを早く見つけるためにいじめ発生から必要な情報共有を図ることができるよう、日常からの関係機関との連携の在り方等に係る内容を定めることが必要である。学級担任が中心となり、子どもたちにとって安心感のある学級経営を行う中で、子どもの意見を取り入れながら、「いじめに向かわない態度・能力の育成」及び「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。また学校いじめ防止基本方針にICTの活用を含めたアンケートやいじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定め、年間を通した学校いじめ対策組織の活動が具体的に記載されるものとする。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、基本方針が適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す等PDCAサイクルを確立する。そのために、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止等のための取組について目標の達成状況を評価するとともに、学校は評価を踏まえ取組の改善を図る。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 「学校いじめ対策組織」の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【いじめをさせない】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階においても日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割

【いじめに気づく・いじめに対応する】

- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめられた児童生徒に対する支援や、いじめた児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）などが想定される。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、この組織が校内に存在していることや、活動内容についてわかるようにする取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめを早く見つけるためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

なお、町教育委員会は、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、児童生徒の些細な

変化や気になること、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応しなくてよいと個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早い対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。いじめを発見した教職員が一人で抱え込むことなく、些細なことでもいじめ対策組織に報告し、常に問題を学校全体として共有する雰囲気を作り、組織で取り組んでいくことが必要である。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

（２）組織の構成員

学校いじめ対策組織については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、管理職を含めた複数の教職員で構成するとともに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家に当該組織に参加してもらい、実効性のある構成とする必要がある。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめをさせない取組・いじめに早く気づき、解決する取組に当たって関係の深い教職員を追加する。

（３）組織運営上の留意点

各学校におけるいじめ対策組織については、「いじめをさせない」取組、「いじめに早く気づく」取組、「いじめの対応」の実行化のため、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめの取組の企画立案、いじめを早く見つけ解決できる取組等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、「いじめをさせない」取組、「いじめに早く気づく」取組、「いじめの対応」の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母

体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応すること
も考えられる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめをさせない

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめをさせない」取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するなど、いじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うとともに、
- 子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取り組みにより、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていくことが大切である。そして、子ども一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけていくことが求められる。

また、「いじめをさせない」ために、児童生徒同士が心を通わせられるコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめられた児童生徒を助けるためには他の児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、いじめに気づいたら、学校いじめ対策組織への報告をするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童生徒の理解の増進につい

て、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、子どもの心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努める。

- 大規模災害等により被災した児童生徒（以下、「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災した児童生徒に対するいじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行う。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２）いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、ＩＣＴの活用を含めたアンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から確認された事実を伝え、指導・援助方針についても丁寧に説明をする。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。

（３）いじめに対応する

法第 23 条第 1 項は、「教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

指導に当たっては、いじめはいじめられた児童生徒の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。どうしていじめに向かってしまったのか、いじめをした児童生徒にも寄り添って、いじめをした理由や背景についても一緒に考え、いじめを繰り返さないように支えていくことも求められる。いじめた児童生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に

至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを念頭に置き、学校の教職員は、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、いじめられた児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

（1）重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして

も、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、町教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

(4) 調査を行うための組織について

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、町県教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための取組を実効的に行うための組織である附属機関を調査を行うための組織とする。また、学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでな

く、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものを目的として行う。

町教育委員会及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童等や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 町教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴き取り、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、在籍児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒に関して、出席停止の措置を行った場合には出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) いじめられた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

この情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

アンケート調査の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。調査の結果の説明を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第

28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

法第30条第2項の規定に基づき、重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は再発防止のため、必要があると認める時は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設置し、法第28条第1項の規定により、町教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図る。

再調査についても、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、町教育委員会や学校が行う調査と並行して、町長等による調査を実施することもあり得る。

<その他の留意事項>

1 安田町いじめ防止基本方針の見直し

高知県いじめ防止基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して見直しを検討し、必要があると認められる時は、本基本方針についてもその結果に基づき必要な措置を講じる。

2 公表等

安田町いじめ防止基本方針を基に、設置する学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、公表する。